

平成27年第12回霧島市農業委員会定例総会

平成27年12月16日（水）

開催場所 国分シビックセンター 7階 701・702会議室

出席委員

1番委員、 2番委員、 3番委員、 4番委員、 5番委員、 6番委員、 7番委員、
8番委員、 9番委員、 10番委員、 11番委員、 12番委員、 13番委員、 14番委員、
15番委員、 16番委員、 17番委員、 18番委員、 19番委員、 20番委員、 21番委員、
22番委員、 23番委員、 24番委員、 25番委員、 26番委員、 27番委員、 28番委員、
29番委員、 30番委員、 31番委員、 32番委員、 33番委員、 34番委員、 35番委員、
36番委員、 37番委員

出席職員	事務局長	砂田良一	農地グループ長	堀ノ内敬久
	振興グループ長	内田大作	主査	宮原博和
	主査	若林優	主任主事	中吉哲平
	主任主事	有村大	主事	江藤俊志
	主査	藤岡勝史	主査	鎌田里子
	主任主事	深瀬和香子	主任主事	田上政明
	主任主事	笠井亜由美		

議事日程 「諸般の報告」「事務局報告」

- 1 「農地利用変更届」について
- 2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について
- 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について
- 4 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について
- 5 「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について
- 6 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について
- 7 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について
- 8 「強制競売の買受適格証明願（転用目的）」について
- 9 「あっせん申出」について
- 10 「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査による非農地の意見決定」について

「開 会 午後 02時30分」

○砂田事務局長

姿勢を正してください。一同、礼。

○議長（会長）

皆さんこんにちは。本日の出席委員は37名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第12回霧島市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。議案の修正がありますので、事務局より報告をさせます。事務局。

○ [事務局より議案書の訂正について報告]

○議長（会長）

それでは、本日の会議録署名委員を指名いたします。17番委員、18番委員をお願いいたします。議事に入る前に、諸般の報告・事務局報告をいたします。事務局。

○砂田事務局長

それでは先月の定例総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。

[6件について報告]

以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。

農地法第18条第6項等の規定に基づく利用権解約のうち、賃借権通知報告145件、使用貸借権通知報告が4件の計149件が提出されております。また、使用貸借終了農地返還通知5件、時効取得通知7件、農地法第3条許可取消2件、及び農地法第5条許可取消2件が提出されております。以上で報告を終わります。

○議長（会長）

諸般の報告、事務局報告が終わりました。では、議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

○議長（会長）

議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が2件提出されましたので、審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。国分の1番、34番委員。

○34番委員

1号1番を報告します。

申請地は前馬場公園の北に位置しており、現況は畑である。申請地の北は雑種地、南は道路、東は道路、西は道路である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は既に黒土を1m盛土してあり、許可後に整地するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、4番委員。

○4番委員

1号2番を報告します。

申請地は隼人工業高校のグラウンドの南に位置しており、現況は畑である。申請地の北は宅地、南は宅地、東は宅地、西は道路である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は表土を切土し、シラスを50cm盛土し、その上に表土を戻すものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告がありました。これより審議に入ります。この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届について」の届出は妥当であるという意見ですが、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第1号「農地利用変更届について」は、受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 農用地利用集積計画の意見決定について

○議長（会長）

次に、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強

化促進法第18条第1項に基づき、所有権移転3件と、利用権設定の賃借権225件、使用貸借権5件の計233件について市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。ただし、利用権設定のうち20件は、再設定又は認定農業者でありますので、ご承認いただくこととし、新規及び転貸の210件について審議を行います。なお、溝辺の40番、43番及び78番は、議事参与の関係で別途審議いたします。それでは調査委員の意見報告を求めます。所有権移転の国分の1番と2番、30番委員。

○30番委員

2号所有権移転の1番と2番は、譲受人が同一のため、まとめて報告します。

1番は農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で、申請地1筆***円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成27年11月30日に提出されました。2番も農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で、申請地1筆***円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成27年11月11日に提出されました。以下、譲受人が農業経営基盤強化促進法にて、所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告いたします。

譲受人は、認定農業者であり、現在180,044㎡の全てについて耕作しており、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具も完備している。取得後に周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがないと思われる。あっせん譲受人候補者名簿の国分地区**番に記載されており、その経営面積もあっせん基準の60aを超えている。以上のような理由により、譲受人は所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、15番委員。

○15番委員

2号3番を報告します。

本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で、申請地1筆***円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成27年11月15日に提出されました。以下、譲受人が農業経営基盤強化促進法にて所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告いたします。

譲受人は、認定農業者であり、現在105,367㎡の全てについて耕作しており、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具も完備している。取得後に周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがないと思われる。あっせん譲受人候補者名簿の牧園地区**番に記載されており、その経営面積もあっせん基準の60aを超えている。以上のような理由により、譲受人は所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

利用権設定の1番から3番、23番委員。

○23番委員

2号1番と2番を報告します。

借人が同一のため、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、45,095㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。

2号3番を報告します。

本件については、農地中間管理事業により鹿児島県地域振興公社が、所有者から農地を10年間借り受け、耕作を希望する方へ貸し付けするための申し出である。申請地の1筆は未相続農地ではなく、農用地区域内に位置し適切に管理されている。また、権利を取得しようとする鹿児島県地域振興公社は、法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

8番、36番委員。

○36番委員

2号8番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、26,154㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

9番、27番委員。

○27番委員

2号9番を報告します。

借人は、現在、9,459㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

11番から13番、15番、20番、22番、23番、27番、30番から39番、41番、42番、44番から77番及び79番から119番、7番委員。

○7番委員

2号11番から13番、15番、20番、22番、23番、27番、30番から39番、41番、42番、44番から77番及び79番から119番までの95件について、借人が同一のため、まとめて報告します。

本件については、農地中間管理事業により鹿児島県地域振興公社が、所有者の****さん他62名から農地を5年間及び10年間借り受け、耕作を希望する方へ貸し付けするための申し出である。申請

地202筆は未相続農地ではなく、農用地区域内に位置し適切に管理されている。また、権利を取得しようとする鹿児島県地域振興公社は、法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

14番、16番から19番、21番、24番から26番、28番及び29番、32番委員。

○32番委員

2号14番、16番から19番、21番、24番から26番、28番及び29番の11件について、借人が同一のため、まとめて報告します。

本件については、農地中間管理事業により鹿児島県地域振興公社が、所有者の****さん他10名から農地を5年間及び10年間借り受け、耕作を希望する方へ貸し付けするための申し出である。申請地31筆は未相続農地ではなく、農用地区域内に位置し適切に管理されている。また、権利を取得しようとする鹿児島県地域振興公社は、法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

122番、124番及び127番、13番委員。

○13番委員

2号122番を報告します。

借人は、現在、96,146㎡のすべてについて耕作している。また、農業生産法人であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。

2号124番を報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおりに耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。

2号127番を報告します。

借人は、現在、2,963㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

128番、31番委員。

○31番委員

2号128番を報告します。

借人は、現在、12,572㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は知人から借りて現在も行っている。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

133番から135番、5番委員。

○5番委員

2号133番から135番を報告します。

借人が同一のため、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、11,422㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

136番から154番、20番委員。

○20番委員

2号136番から154番までの19件について、借人が同一のため、まとめて報告します。

本件については、農地中間管理事業により鹿児島県地域振興公社が、所有者の****さん他18名から農地を5年間及び10年間借り受け、耕作を希望する方へ貸し付けするための申し出である。申請地29筆は未相続農地ではなく、農用地区域内に位置し適切に管理されている。また、権利を取得しようとする鹿児島県地域振興公社は、法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

158番、10番委員。

○10番委員

2号158番を報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおりに耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具はこれから完備していくとの事です。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。

○議長（会長）

159番から197番、200番及び201番、1番委員。

○1 番委員

2号159番から197番、200番及び201番の41件について、借人が同一のため、まとめて報告します。

本件については、農地中間管理事業により鹿児島県地域振興公社が、所有者の****さん他40名から農地を5年間及び10年間借り受け、耕作を希望する方へ貸し付けするための申し出である。申請地65筆は未相続農地ではなく、農用地区域内に位置し適切に管理されている。また、権利を取得しようとする鹿児島県地域振興公社は、法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

198番、199番及び202番から224番、33番委員。

○33番委員

2号198番、199番及び202番から224番までの25件について、借人が同一のため、まとめて報告します。

本件については、農地中間管理事業により鹿児島県地域振興公社が、所有者の****さん他24名から農地を5年間及び10年間借り受け、耕作を希望する方へ貸し付けするための申し出である。申請地62筆は未相続農地ではなく、農用地区域内に位置し適切に管理されている。また、権利を取得しようとする鹿児島県地域振興公社は、法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

228番から230番、11番委員。

○11番委員

2号228番と229番を報告します。

借人が同一のため、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、14,260㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。

2号230番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、13,411㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査委員から意見報告がありました。補足・説明はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、所有権移転3件と利用権設定の溝辺の40番、43番及び78番を除く新規及び転貸の207件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「全員挙手」

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、所有権移転3件と利用権設定の溝辺の40番、43番及び78番を除く新規及び転貸の207件は、承認することに決定いたします。

次に利用権設定の溝辺の40番、43番及び78番を審議いたしますので、7番委員は退席を願います。

○ 「7番委員退席」

○議長（会長）

これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。溝辺の40番、43番及び78番を32番委員。

○32番委員

2号40番、43番及び78番の3件について、借人が同一のため、まとめて報告します。

本件については、農地中間管理事業により鹿児島県地域振興公社が、所有者の****さん他1名から農地を10年間借り受け、耕作を希望する方へ貸し付けするための申し出である。申請地6筆は未相続農地ではなく、農用地区域内に位置し適切に管理されている。また、権利を取得しようとする鹿児島県地域振興公社は、法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査委員から意見報告がありました。補足・説明はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」の、利用権設定の溝辺の40番、43番及び78番は農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」の、利用権設定の溝辺の40番、43番及び78番は承認することに決定いたします。7番委員は着席してください。

○ [7番委員着席]

△議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が所有権移転15件が提出されましたが、溝辺の9番及び横川の12番から14番が取下げられましたので、残り11件について審議を求めます。議案書記載順に、調査委員の意見報告を求めます。国分の1番から4番、8番委員。

○8番委員

3号1番から4番を報告します。

受人が同一のため、まとめて報告します。

申請地は霧島市水道部の南東に位置しており、現況は申請地の1番が畑、2、3、4番は不耕作地である。2番の申請地には、****さんが平成36年2月までの使用収益権を設定している。今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は7,27

6㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、23番委員。

○23番委員

3号5番を報告します。

申請地は霧島市公設地方卸売市場の南東に位置しており、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は46,820㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、30番委員。

○30番委員

3号6番を報告します。

申請地は国分湊多目的集会施設の西に位置しており、現況は田である。申請地には受人が平成28年4月までの使用収益権を設定している。受人は4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は180,044㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、16番委員。

○16番委員

3号7番を報告します。

申請地は国分南郵便局の東に位置しており、現況は不耕作田と果樹園である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,599㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の

確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

8番、23番委員。

○23番委員

3号8番を報告します。

申請地は上野原縄文の森の東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は66,470㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

10番、37番委員に代わり11番委員。

○11番委員

3号10番を報告します。

申請地の溝辺町崎森****番地*は上野公民館の西に、隼人町内****番地は上野公民館の東に、隼人町内山田****番地は宮西公民館の南西に位置しており、現況は畑と田である。申請地には受人が平成30年8月までの使用収益権を設定している。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は15,617㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

11番、10番委員。

○10番委員

3号11番を報告します。

申請地は古城地区拠点施設の西に位置しており、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8,732㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保

に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないとされるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

15番、31番委員。

○31番委員

3号15番を報告します。

申請地は牧神公民館の西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は104,222㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないとされるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可することに決定いたします。

△議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

○議長（会長）

次に議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の一部変更について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。今回は農振除外1件、用途変更3件の計4件が提出されました。この件について現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。なお、用途変更の国分の2番及び隼人の3番は議事参与の関係で別途審議いたします。農振除外、国分の1番と用途変更、国分の1番を、19番委員。

○19番委員

農振除外、4号1番を報告します。

申請地は春山緑地公園の南に位置しており、現況は畑と雑種地である。申請地の北は畑と道路、南は畑と道路、東は畑、西は道路である。除外目的は、農業交流施設、農林業体験施設及び駐車場を建築するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に1辺接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は1種農地の農業用施設等及び地域間交流施設に該当すると思われる、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。

用途変更、4号1番を報告します。

申請地は春山緑地公園の南に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は畑と水路、南は畑、東は畑、西は水路である。用途区分変更目的は駐車場及び通路にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地は農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われる、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。28番委員。

○28番委員

農振除外については前回不許可であったと思います。今回は許可という意見ですが、今回と前回の状況、条件の違いを教えてください。

○議長（会長）
事務局。

○江藤主事

前回の申請と比較して周囲の状況に大きな違いはありませんが、今回は農政サイドの霧島市春山地域活性化計画に則った上での事業であり、また、農政と****とで近隣住民等への説明会も開かれています。前回は除外要件の「農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれがある」という内容で不許可とされましたが、住民説明会の開催内容などを踏まえた上で、今回は「農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはない」と特別班において判断されたものです。

○議長（会長）
28番委員よろしいですか。

○28番委員
懸念する点がありますが、了解しました。

○議長（会長）
他にありませんか。16番委員。

○16番委員
地域住民への説明会が開催されたという事ですが、どういう説明がされたのか、住民側はどの程度納得されたのかがわかる資料があれば教えて下さい。

○議長（会長）
事務局。

○江藤主事

資料は今回準備ができておりません。特別班における農政畜産課と****からの聞き取りでは、特別反対等の意見は無かったとの説明がありました。

○議長（会長）
16番委員よろしいですか。

○16番委員
了解しました。

○議長（会長）
他にありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振除外1件と用途変更の国分の1番は許可という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振除外1件と用途変更の国分の1番は許可という意見を市長に答申することに決定します。次に用途変更の国分の2番を審議いたしますので、30番委員は退席を願います。

○ [30番委員退席]

○議長（会長）

これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。用途変更、国分の2番を12番委員。

○12番委員

用途変更、4号2番を報告します。

申請地は湊地区自治公民館の北に位置しており、現況は通路である。申請地の北は水路、南は水路、東はハウス、西は田である。用途区分変更目的は農業用倉庫、資材置場及び通路を建築するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われる、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。この件について質疑・討論はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の用途変更、国分の2番は許可という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定につい

て」の用途変更、国分の2番は許可という意見を市長に答申することに決定します。30番委員は着席して下さい。

○ [30番委員着席]

○議長（会長）

次に、用途変更、隼人の3番を審議いたしますので、私に代わり11番委員が議事を進行します。

○議長（会長代理）（11番委員）

37番委員は退席を願います。

○ [37番委員退席]

○議長（会長代理）（11番委員）

これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。用途変更、隼人の3番を13番委員。

○13番委員

用途変更、4号3番を報告します。

申請地は上野公民館の北東に位置しており、現況は畑である。申請地の北は道路及び山林、南は山林、東は山林、西は道路である。用途区分変更目的は資材置場、ロール置場、通路及び放牧場にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地は農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長代理）（11番委員）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長代理）（11番委員）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の用途変更の隼人の3番は許可という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長代理）（11番委員）

全員賛成であります。よって、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の用途変更の隼人の3番は許可という意見を市長に答申することに決定します。37番委員は着席

してください。

○ [37番委員着席]

△ 議案第5号 「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について

○議長（会長）

次に、議案第5号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく農地転用事業計画変更承認申請が2件提出されましたので、この処分について審議を求めます。この件について、現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。国分の1番、12番委員。

○12番委員

5号1番を報告します。

申請地は国分南小学校の南東に位置し、現況は田と宅地である。申請地の東は水路、西は道路、南は田、北は道路である。転用目的は建売住宅2棟を建設するものである。農地区分は申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。家庭用排水は浄化槽を通じて水路に流す計画で問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、21番委員。

○21番委員

5号2番を報告します。

申請地は福山総合支所の南西に位置し、現況は畑である。申請地の東は5条申請の残地、西は5条申請の残地、南は5条申請の残地、北は5条申請の残地と宅地である。転用目的は一般住宅、車庫及び倉庫を建設するものである。農地区分は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。家庭用排水は浄化槽を通じて側溝に流す計画で問題ないものと思われる。なお、面積超過の理由書も添付されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第5号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、事業計画変更はやむを得ないという意見です。これについて許可することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「全員挙手」

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第5号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、許可することに決定します。

△ 議案第6号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が5件提出されましたので、この処分について審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、議案書記載順に調査委員の意見報告を求めます。国分の1番、16番委員。

○16番委員

6号1番について報告します。

申請地は野坂公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は5,260㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は不耕作地、南は県道、北は河川である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、5番委員。

○5番委員

6号2番について報告します。

申請地は古城消防拠点施設の北西に位置し、現況は原野である。なお、平成20年2月頃、一部に植林してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、

2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,625㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は山林、南は山林、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、20番委員。

○20番委員

6号3番について報告します。

申請地はみやまの森運動公園の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,686㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は山林、南は樹園地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、14番委員。

○14番委員

6号4番について報告します。

申請地は小浜小学校の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は836㎡であり、太陽光パネル174枚の太陽光発電施設を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は不耕作地、南は不耕作地、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、25番委員。

○25番委員

6号5番について報告します。

申請地は佳例川地区コミュニティセンターの南西に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいず

れの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は3,530㎡であり、申請地に杉1,000本を植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は竹林、西は竹林、南は竹林、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可するという事に決定します。つきましては、18日開催の県農業会議に諮問いたします。

「休憩 午後 3時40分」

「再開 午後 3時55分」

△ 議案第7号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請29件が提出されましたので、この処分について審議

を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。国分の1番を19番委員。

○19番委員

7号1番について報告します。

申請地は上小川小学校の北に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅及び通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は4,546㎡であり、建売住宅17棟及び通路を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は水路、南は雑種地、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、34番委員。

○34番委員

7号2番について報告します。

申請地は国分中央郵便局の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は312㎡であり、普通車7台、中型車2台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、12番委員。

○12番委員

7号3番について報告します。

申請地はイオン隼人国分店の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅及び駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は977㎡であり、共同住宅及び駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は畑と宅地、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計

画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番と5番、6番委員。

○6番委員

7号4番について報告します。

申請地は小畑公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は農家住宅、農機具倉庫及び車庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は212㎡であり、また、隣接地の5条申請地325㎡を一体利用するもので、全体計画面積は537㎡である。農家住宅はおおむね1,000㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は不耕作地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号5番について報告します。

申請地は小畑公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は農家住宅、農機具倉庫及び車庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は325㎡であり、また、隣接地の5条申請地212㎡を一体利用するもので、全体計画面積は537㎡である。農家住宅はおおむね1,000㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は道路、南は不耕作地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、12番委員。

○12番委員

7号6番について報告します。

申請地は松木公民館の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲3区画及び通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は977㎡であり、宅地分譲3区画及び通路に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の

東は不耕作地、西は畑と宅地、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、21番委員。

○21番委員

7号7番について報告します。

申請地は国分西小学校の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は387㎡であり、車18台の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は道路、南は水路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

8番から10番、12番委員。

○12番委員

7号8番について報告します。

申請地は湊地区公民館の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は168㎡であり、車3台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号9番について報告します。

申請地は国分南小学校の南東に位置し、現況は田である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅2棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は192㎡であり、また、隣接地の5条許可地523㎡を一体利用するもので、全体計画面積は715㎡である。建売住宅2棟を建設するためには相当な面積

であると思われる。申請地の東は水路、西は道路、南は5条許可地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号10番について報告します。

申請地は敷根地区コミュニティ広場の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅4棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は978㎡であり、建売住宅4棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は田、南は道路、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

11番、27番委員。

○27番委員

7号11番について報告します。

申請地は市営住宅第二金割団地の南に位置し、現況は田と原野である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は938㎡であり、申請地にクヌギ200本を植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は水路、南は山林、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

12番と13番、13番委員。

○13番委員

7号12番について報告します。

申請地は桑迫公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,864㎡であるが、土地の形状や日当たり等の理由で太陽光パネル200枚を設置するとのことであり、妥当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は道路、南は道路、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号13番について報告します。

申請地は照明保育園の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は倉庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は222㎡であり、林業用の機械倉庫に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は雑種地、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

14番から17番、10番委員。

○10番委員

7号14番について報告します。

申請地は万膳4区自治公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は、目的達成上その農地を供する事が必要であると認められるもの。但し1種農地部分が全体面積の3分の1を超えないため、1種農地の隣接地一体事業に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は4,031㎡であり、また、隣接地の山林18,993㎡を一体利用するもので、全体計画面積は23,024㎡である。申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は河川、南は河川と雑種地、北は河川である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号15番について報告します。

申請地は万膳小学校の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は6,126㎡であり、太陽光パネル1,412枚、総出力353kwの太陽光発電施設を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号16番について報告します。

申請地は入水自治公民館の北に位置し、現況は牛舎である。なお、平成7年頃、牛舎にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は牛舎及び藁倉庫を建設するものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は2,381㎡であり、牛舎及び藁倉庫に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地

と山林、西は山林、南は山林、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号17番について報告します。

申請地は豊後迫公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は変電所及び管理室を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,222㎡であり、変電所及び管理室に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は山林、南は山林、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

18番と19番、14番委員。

○14番委員

7号18番について報告します。

申請地は隼人西インターチェンジの南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、目的達成上その農地を供する事が必要であると認められるもの。但し1種農地部分が全体面積の3分の1を超えないため、1種農地の隣接地一体事業及び申請地から300m以内に高速インターチェンジ出入口が存するため、3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は23,530㎡であり、また、隣接地の山林、原野及び5条申請地の17,632㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は41,162㎡であり、太陽光パネル10,960枚を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は山林と不耕作地、西は山林、南は原野、山林と畑、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号19番について報告します。

申請地は隼人西インターチェンジの南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、申請地から300m以内に高速インターチェンジ出入口が存するため、3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は287㎡であり、また、隣接地の山林、原野及び5条申請地の40,875㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は41,162㎡であり、太陽光パネル10,960枚を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東西南北は5条申請地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

20番、2番委員。

○2番委員

7号20番について報告します。

申請地は国立鹿児島高専の北に位置し、現況は、平成26年4月、使用貸借で5条許可を受けており、雑種地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,568㎡であり、資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は田、南は道路と水路、北は水路と道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

21番、14番委員。

○14番委員

7号21番について報告します。

申請地はクローバー保育園の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,830㎡であり、太陽光パネル336枚の太陽光発電施設を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は田、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

22番、21番委員。

○21番委員

7号22番について報告します。

申請地は松山公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は923㎡であり、共同住宅2棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請

地の東は不耕作地、西は不耕作地、南は不耕作地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

23番と24番、2番委員。

○2番委員

7号23番について報告します。

申請地は霧島市南部し尿処理場の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は403㎡であり、宅地分譲2区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種住居地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は畑、西は宅地、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号24番について報告します。

申請地は新川防災センターの北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲3区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,005㎡であり、宅地分譲3区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種住居地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は宅地と道路、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

25番、14番委員。

○14番委員

7号25番について報告します。

申請地は原公民館の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は118㎡であり、また、隣接地の雑種地及び宅地1,392.5㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は1,510.5㎡である。建売

住宅5棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は畑、南は宅地、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

26番、37番委員に代わり11番委員。

○11番委員

7号26番について報告します。

申請地は山谷公民館の南に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は451㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

27番、13番委員。

○13番委員

7号27番について報告します。

申請地は宮西公民館の南に位置し、現況は田である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は357㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は5条申請地の残地、西は田、南は宅地、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

28番と29番、21番委員。

○21番委員

7号28番について報告します。

申請地は福山総合支所の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅、車庫及び倉庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は762㎡であり、

また、隣接地の宅地54.68㎡を一体利用するもので、全体計画面積は816.68㎡である。一般住宅はおおむね500㎡であるが、超過面積の理由書は添付されているため妥当と思われる。申請地の東は5条申請地の残地、西は5条申請地の残地、南は5条申請地の残地、北は5条申請地の残地と宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号29番について報告します。

申請地は福山高校の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,036㎡であり、建売住宅4棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地と畑、西は道路、南は山林、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用はやむを得ないということで許可という意見ですが、これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用は許可ということに決定いたしました。つきましては18日開催の県農業会議に諮問いたします。また、隼人の18番と19番については、許可の意見を附して県に進達します。

△ 議案第8号 「強制競売の買受適格証明願（転用目的）」について

○議長（会長）

次に、議案第8号「強制競売の買受適格証明願（転用目的）について」を議題とします。当委員会に対し、民事執行法等による強制競売等の買受適格証明1件が提出されましたので審議を求めます。なお、落札後、本申請の「農地法第5条許可申請」があった場合、会長の判断で処理しうるか否かについても同時に審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。国分の1番、19番委員。

○19番委員

8号1番を報告します。

申請地は東国分保育園の北東に位置しており、現況は田である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は園庭を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,414㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は雑種地、南は田、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われ、買受適格者であると思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案8号「強制競売の買受適格証明願（転用目的）について」は、買受適格者であるとの意見ですが、これについて、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。次に、本申請があった場合、会長の判断で処理しうるか否かについて、いかが取り計らいましょうか。

○ [「会長一任」との声あり]

○議長（会長）

会長一任とのことでございますので、それでは、会長判断で処理することに賛成の方の挙手を求めま

す。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案8号「強制競売の買受適格証明願（転用目的）について」は、買受適格証明を発行することに決定し、また、本申請があった場合は、会長の判断で処理することに決定いたしました。

△ 議案第9号 「あっせん申出」について

○議長（会長）

次に、議案第9号「あっせん申出について」を議題とします。当委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業実施要領規定によるあっせん申出が、貸付希望1件、売渡希望1件、借受希望3件の計5件が提出されましたので審議を求めます。調査委員の現地調査報告をお願いします。貸付希望、溝辺の1番、29番委員。

○29番委員

貸付希望、9号1番を報告します。

申請地は1種農地であり、過去2回ほど借りたいという申請も出ている場所ですので、すぐにあっせんが成立するかと思います。あっせんを引き受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

売渡希望、9号2番については私、37番委員が説明します。

申請地は家畜市場の北に位置しており、基盤整備はされておきませんが、一帯に広がる優良農地であります。あっせんを引き受けたいと思います。以上です。

次に、借受希望、溝辺の1番、27番委員。

○27番委員

借受希望、9号1番を報告します。

申出者は認定農業者であり、露地栽培などをされている方です。あっせんを引き受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

借受希望、溝辺の2番、36番委員。

○36番委員

借受希望、9号2番を報告します。

大麦を栽培したいとの事で大規模な面積を希望されており、今回で3件目の申請となりますが、貸付が出され次第順次対応していきたいと思っております。以上です。

○議長（会長）

借受希望、溝辺の3番、13番委員。

○13番委員

借受希望、9号3番を報告します。

南さつま市の認定農業者であります、地元では畑が見つからないとの事で、溝辺で申請されています。あっせんを引き受けたいと思っております。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案9号「あっせん申出について」の貸付希望1件、売渡希望1件、借受希望3件の計5件につきましては、あっせんを行うことを承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第9号「あっせん申出について」の貸付希望1件、売渡希望1件、借受希望3件の計5件につきましては、あっせんを行うことに決定いたしました。

それでは、あっせん委員を指名いたします。貸付希望、溝辺の1番を29番委員と36番委員に、売渡希望、隼人の2番を37番委員と14番委員に、借受希望、溝辺の1番を27番委員と13番委員に、溝辺の2番を36番委員と37番委員に、溝辺の3番を13番委員と27番委員に。以上のとおりあっせん委員を指名させていただきました。お互いに連絡を密にしてあっせん行動が整いますようお願いいたします。

△ 議案第10号 「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査による非農地の意見決定」について

○議長（会長）

次に、議案第10号「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査による非農地の意見決定について」を議題とします。霧島市荒廃農地の発生・解消状況に関する実施要領第6項の規定に基づき、非農地の決定について、市長より判断を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。この件について

事務局の説明を求めます。事務局。

○事務局（有村主任主事）

議案第10号「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査による非農地の意見決定について」説明いたします。農地法第30条に基づく農地の利用状況調査の結果、森林の様相を呈しているなど、農地に復元することが著しく困難で、その土地の周囲の状況から見て、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれた農地は、田102筆、66,010㎡、畑402筆、294,825㎡、合計504筆、360,835㎡であります。非農地にすることで、周囲の農地の集団化や、農作業への影響はないものと思われることから、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨、判断しましたのでご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（会長）

ただいま、事務局の説明が終わりました。この件について質疑・討論はありませんか。12番委員。

○12番委員

前年調査の結果を教えてください。

○事務局（有村主任主事）

前年調査の結果、赤と判断された農地が、田228筆、176,758㎡、畑371筆、331,507㎡、合計599筆、508,265㎡となっております。

○議長（会長）

12番委員、よろしいですか。

○12番委員

はい。

○議長（会長）

他に質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りします。議案第10号「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査による非農地の意見決定について」は、農地法第2条第1項の農地に該当せず、非農地であるとのことですが、この件について賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって議案第10号「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査による非農地の意見決定について」は、農地法第2条第1項の農地に該当せず、非農地であることを決定いたします。

以上で平成27年12月農業委員会定例総会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

次に「その他」はありませんか。

○ 「なし」との声あり

これで平成27年第12回霧島市農業委員会定例総会を閉会いたします。本日はこれにて散会いたします。

○砂田事務局長

姿勢を正して下さい。一同、礼。

「閉会 午後 4時45分」

番

番

番
